

お知らせ（領事手数料の改定について）

平成28年3月21日
在スリランカ日本国大使館

1. 2016（平成28）年4月1日より、新たな領事手数料（旅券、証明、査証関係）が適用されます。新手数料はこちらをご覧ください。

URL : <http://www.lk.emb-japan.go.jp/files/000140578.pdf>

2. 支払いはスリランカ・ルピー現金のみで、クレジットカードやルピー貨以外の通貨による支払いはできませんのでご注意ください。

3. なお、本年3月31日までに当館にて申請を受理した場合は、（交付が4月1日以降となったとしても、）旧料金（平成27年度）が適用されることとなります。

（例）3月30日申請受付、4月4日交付のように3月中の申請であれば、3月時点での手数料額（2015（平成27）年度）をお支払いいただくこととなります。

以上